

資 料

# 中華人民共和国におけるセクシュアル・ハラスメント

—2008年7月四川省成都市高新技术産業開発区人民法院判決—

松 井 直 之

I 事実の概要

II 解 説

はじめに

1 中国の司法制度

2 中国におけるセクシュアル・ハラスメント

おわりに

## I 事実の概要

(1) 前提事実<sup>(1)</sup>

男性 X (29歳) は、四川省成都市高新技术産業開発区の企業で人事に関する責任者（経理）であった。そこで X は、2008年3月に人事担当者として事務職員採用の面接試験に関わり、高校新卒の女性 Y の採用を決定した。翌日、出勤した Y は X から「仕事が終わったら407号室に来て下さい。仕事のことであなたと話がしたいので」との電話を受けた。

午後5時になると、職場の同僚はそれぞれ仕事を終え、Y は X の事務室である407号室に向った。室内に入り挨拶を交わした後、X は Y に「あなたが好きです。私と付き合ってくださいませんか」と突然言った。Y は毅然と断り、自分には付き合っている男性がいることを告げた。Y から断られて恥ずかしさのあまり怒り出した X は、部屋の電気を消して、無理矢理 Y に抱きつき、両

---

(1) 「関灯強吻 弁公室性騷擾獲刑」成都商報2008年7月15日、「国内首例性騷擾獲刑案成都判決」中国婦女報2008年7月16日、「成都29歳人事経理因“強制猥褻”女員工被判拘役 “首例性騷擾判刑案”曝盲区」青年週末2008年7月24日参照。

手で Y の首を押さえつけ動けなくしてキスをしようとした。Y は、大声で助けを求め、全力で抵抗した。X が両手で首を掴もうとした時に、Y は、それに抵抗したことによって首に傷を負った。

隣の部屋で残業していた別の部署の責任者が、助けを求める声を聞き、警察に通報した。現場に駆け付けた警察官は、X をその場で逮捕した。このとき、警察官の一部には、確かに X が Y に傷害を負わせていたが、その程度は酷いものではなく、治安管理处罰法に触れるものであって、犯罪行為ではないと認識する者もいた。

## (2) 第一審

2008年6月、高新技術産業開発区人民法院は、非公開で本件審理を開始した。高新技術産業開発区人民法院の検察官は、Y の全力の抵抗に直面して X が両手で Y の首を押さえつけて動けなくした行為が、Y の首に傷を負わせるなどセクシュアル・ハラスメントの範囲を超えて、犯罪を構成するので刑事責任を追及すべきである、と主張した。これに対して X の弁護人は、次のように主張した。X が終業後に Y を自室に呼び出したのは、Y を養成し、さらに昇進させるためであった。X が職務上の都合を利用して Y に無理矢理キスを迫って抱きついた行為は確かに間違っているが、求愛が受け入れられなかったことから採った衝動的な行為であって、犯罪を構成するものではない。実際、X は Y と交際したかったが、彼女にわいせつな行為をすることが本当の目的ではなかった。X の行為はセクシュアル・ハラスメントなのである。したがって、Y は民事訴訟を提起すべきであり、検察院の起訴は極めて不当なものである。

高新技術産業開発区人民法院は、X が自己の人事権を利用し強制的な手段を用いて女性を辱めたことは、強制わいせつ罪（強制猥褻婦女罪・刑法237条）に該当し、刑事処分を受けるに値するとして、拘役<sup>(2)</sup> 5か月の有罪判決を言い渡した。

X は控訴せず、本判決が確定した。

---

(2) 拘役とは、1ヵ月以上6ヵ月以下の労働改造刑である（木間正道＝鈴木賢＝高見澤磨『現代中国法入門』〔第3版〕（有斐閣，2003年）269頁，小口彦太＝田中信行『現代中国法』（成文堂，2004年）127頁参照）。

## II 解 説

### はじめに

中国においてセクシュアル・ハラスメント（性騷擾）という用語は、1990年代には広まっていたようであり<sup>(3)</sup>、学界も1995年9月の第4回世界女性会議以降、セクシュアル・ハラスメント問題に注目し始めた<sup>(4)</sup>。中国での最初のセクシュアル・ハラスメントに関する訴訟は、2001年7月に、陝西省西安市の国有企業的女子社員が社長を訴えたものである。この訴訟は証拠不十分として、原告が1審、2審ともに敗訴し、結果として職までも失うことになった。逆に、セクシュアル・ハラスメント訴訟で原告が勝訴したものとしては、2002年7月に湖北省武漢市の専門学校的女性教師が、職務上の地位を利用してさまざまな性的勧誘を行った研究室の男性上司に対して、損害賠償1万元を求めたものがある。この訴訟では、原告が1審、2審ともに勝訴した。その後のセクシュアル・ハラスメントに関する訴訟を見ると<sup>(5)</sup>、その多くは慰謝料や損害賠償などを請求する民事事件を中心とするものであった。

本件では、企業内で起きた男性上司による女性部下に対する行為がセクシュアル・ハラスメントなのか、そしてそれ以上の犯罪に該当するのか、が争われた。また本件は、セクシュアル・ハラスメントの禁止規定が追加された婦女權益保障法<sup>(6)</sup>が2005年12月に施行されてから、初めてのセクシュアル・ハラスメントに関する訴訟である。

---

(3) 岡村志嘉子「セクハラ訴訟急増と法整備の課題」ジュリスト1263号（2004年）119頁。

(4) 李慧英編『社会性別与公共政策』（当代中国出版社、2002年）170頁参照。

(5) 岡村・前掲註（3）119頁、黎偉華「如何審理“性騷擾”專家建議稿現身」民主与法制2008年9期（2008年）17-18頁参照。

(6) 本法は、1992年4月に公布、同年10月から施行された。その後、2005年8月に改正された。邦訳は、宮坂宏「中華人民共和国女性權益保障法について」専修大学社会科学研究所月報352号（1992年）1頁、田中綾子「中華人民共和国女性權益保障法」国際女性20号（2006年）159頁を参照。

## 1 中国の司法制度

### (1) 人民法院

中国には、司法（審判）機関として、最高人民法院、地方各級人民法院、専門人民法院（軍事、鉄道運輸、海事）が設置されている（中華人民共和国憲法124条）。人民法院組織法<sup>(7)</sup>によると地方各級人民法院は、高級人民法院<sup>(8)</sup>、中級人民法院<sup>(9)</sup>、基層人民法院から構成される（2条）。基層人民法院には、県人民法院及び市人民法院、自治県人民法院、市轄区人民法院が含まれる（同法18条）。

四川省には、四川省高級人民法院、21の中級人民法院及び成都鉄道運輸（鐵路運輸）中級法院、184の基層人民法院が設けられている<sup>(10)</sup>。本件が起きた成都市は四川省の省都で、成都市中級人民法院と基層人民法院として1）成都高新技術産業開発区人民法院、2）成都市武侯区人民法院、3）成都市金牛区人民法院、4）成都市錦江区人民法院、5）成都市青羊区人民法院、5）成都市成華区人民法院が設けられている<sup>(11)</sup>。

中国は、二審制を採用している（人民法院法12条）。そして、刑事事件及び民事事件の第一審を管轄するのは、原則的には基層人民法院である（人民法院組織法21条、刑事訴訟法19条、民事訴訟法18条）。本件は、高新技術産業開発区の企業で事件が起きたことから、成都高新技術産業開発区人民法院が第一審を担当した（刑事訴訟法24条）<sup>(12)</sup>。

(7) 本法は1978年7月に公布、1980年1月から施行された。その後、1983年9月、1986年12月、2006年10月に改正された。

(8) 高級人民法院は、省、自治区（内モンゴル自治区、新疆ウイグル自治区、広西チワン族自治区、寧夏回族自治区、チベット自治区）、直轄市（北京市、天津市、上海市、重慶市）に設置されている（人民法院組織法26条）。

(9) 中級人民法院は、省、自治区、直轄市、省・自治区轄市（省・自治区政府が直接管理する市〔地級市〕のこと。四川省成都市、江蘇省南京市など）、自治州（吉林省延辺朝鮮族自治州など）に設置されている（人民法院組織法23条）。

(10) 四川省人民政府 HP〔四川概況：法制：審判工作〕([http://www.sc.gov.cn/scgk1/fz/200612/t20061220\\_78101.shtml](http://www.sc.gov.cn/scgk1/fz/200612/t20061220_78101.shtml)) 参照。

(11) 成都中級人民法院 HP〔成都法院〕(<http://cdfy.chinacourt.org/cdfy/>) 参照。

(12) 裁判管轄には、地域管轄のほか、事件の内容・性質に応じた級別管轄、専門管轄がある（刑事訴訟法20-27条、民事訴訟法19-39条、木間ほか・前掲註（2）281頁、小口ほか・前掲註（2）143頁参照）。

## （２） 中国における判例（案例）の位置付け

中国では、成文法主義が採用されている。中国の成文法は、憲法を頂点として法律、行政法規、地方性法規、自治条例・単行条例、行政規則から構成される<sup>(13)</sup>。これらの成文法の執行に影響力を行使するものとして、中国には共産党機関によって決定された様々な決議、命令、通知、規則などが存在している<sup>(14)</sup>。この他にも、成文法を補充する不文法として、最高人民法院と最高人民検察院による司法解釈<sup>(15)</sup>や人民法院の裁判例などが挙げられる。

人民法院の裁判例には一般に法的拘束力はないが、最高人民法院の裁判例は下級法院が類似の事件を処理する際の参考に供されている<sup>(16)</sup>。そして現在、中国の法学界においても判例（案例）研究が行われるようになってきている。ここでは、中国における判例研究の現状を踏まえたうえで、その問題点として、1）判例を選択する際の根拠が不明である、2）文章が短く、分析の深さに欠ける、3）文章構成が画一的である、4）裁判官が判例研究の中心を担っている、5）先例性のある規範の抽出という視点が欠如していることが指摘されている<sup>(17)</sup>。中国においても、法律の運用など実態に目が向けられるようになってきているのである。

## ２ 中華人民共和国婦女權益保障法とセクシュアル・ハラスメント

### （１） 婦女權益保障法の制定

中華人民共和国憲法<sup>(18)</sup>は、「中華人民共和国公民は法律の前に一律に平等である」（33条2項）と規定する。この「法律の前に一律に平等である」とは、

(13) 木間ほか・前掲註（２）94-97頁。

(14) これらの党の規則（党規）と国法の内容が必ずしも一致していないこと、党規が明示的な存在ではないことなどが、中国法の理解を難しくしていると指摘されている（小口ほか・前掲註（２）27-30頁参照）。

(15) 下級法院や検察院からの問合せ、照会（請示）に対する回答という形をとる「批復」「答復」「復函」「通知」などと、主要な制定法の細則を条文形式で体系的に示す「意見」がある（木間ほか・前掲註（２）97頁）。

(16) 木間ほか・同上同頁。

(17) 解亘「案例研究反思」政法論壇2008年4期（2008年）3頁参照〔中国人民大学復印報刊資料・訴訟法学、司法制度2008年10期（2008年）13頁所収〕。

(18) 中華人民共和国憲法は、1954年に初めて制定されて以来、1975年、1978年、1982年に全面的に改正された。この1982年中華人民共和国憲法は、1988年、1993年、1999年、そして2004年に部分改正が行われた。

全ての公民が民族、種族、性別、職業、出身家庭、宗教信仰、教育程度、財産状況、居住（期限）に関わらず、憲法及び法律の規定に照らし、同等の権利を享有し、同等の待遇を受け、同等の義務を負うことを指す<sup>(19)</sup>。このうち特に性別に着目して、憲法は「中華人民共和国の女性は政治的・経済的・文化的・社会的そして家庭的生活等の各方面に於いて男子と平等の権利を有する」（48条1項）と規定する。そして、婚姻法（1980年）、民法通則（1986年）、女性労働者保護規定（1988年）、労働法（1994年）などの制定を通じて、男女平等に関する法的整備を進めてきたのである。

しかし実際には、とりわけ1978年からの改革開放政策の採用以降、国有企業改革に伴う余剰人員の整理の際に子持ちの中年女性職員がレイオフの対象となり、郷鎮企業や外資系企業における労働条件の悪化、性の商品化など、女性を取り巻く様々な問題が見られるようになってきた。そこで、このような国内での女性問題に対し、女性の権利を具体的に保障する法律の制定が不可欠となった。他方で、国際的な女性差別撤廃の動きにも対応し、特に1995年9月に北京で第4回世界女性会議が開催されることになっていたことから、その準備の一環として婦女權益保障法が制定されたのである<sup>(20)</sup>。

婦女權益保障法は、憲法と同様に「女性は政治的・経済的・文化的・社会的及び家庭的生活の面において男子と平等な権利を有する」（2条1項）と規定する。そして具体的には、政治的権利（第2章）、文化・教育的權益（第3章）、労働の權益（第4章）、財産の權益（第5章）、人身の権利（第6章）、婚姻・家庭の權益（第7章）について規定している。しかし、婦女權益保障法には原則規定が多く、具体的な罰則規定がなく、法的拘束力や実効性が弱いなどの問題があった<sup>(21)</sup>。

このような問題は、セクシュアル・ハラスメントに関する訴訟にも少なからず影響を及ぼしてきた。婦女權益保障法には、そもそもセクシュアル・ハラスメントに関する規定がなかったのである。したがって、セクシュアル・ハラスメントについて訴訟を提起するには、「女性の名誉権と人格の尊厳は法律の保護を受ける。侮辱、誹謗、プライバシー暴露などによって女性の名誉と人格を

(19) 中国人民大学法律系国家法教研室編著『中国憲法教程』（中国人民大学出版社、1988年）293頁参照。

(20) 何燕俠「中国における女性と法—『中華人民共和国婦女權益保障法』をめぐって」国際女性13号（1999年）157-158頁参照。

(21) 何・同上159-160頁参照。

損なってはならない」(婦女權益保障法39条)や「公民及び法人は、名譽權を有し、公民の人格の尊嚴は法律の保護を受ける」(民法通則101条)などの抽象的な原則規定を根拠とするほかなかった<sup>(22)</sup>。さらには、「どの程度のセクハラに対しどのような処罰を加えるのか、また、処罰を加える際の手続、その執行・監督の主体など具体的な内容については、現段階では全く規定がない」のである<sup>(23)</sup>。

## (2) 婦女權益保障法改正とセクシュアル・ハラスメントの禁止

これらの問題を踏まえ、セクシュアル・ハラスメントの規制のための法整備を早急に行うべきだという声が高まっていった。全国人民代表大会では、1998年に初めてセクシュアル・ハラスメントの規制に関する法案の審議が行われた。そして1999年には、「反セクシュアル・ハラスメント法案」(関干制定『中華人民共和国反性騷擾法』的議案)が提出された。こうした状況のなか、婦女權益保障法についても、施行後10年余の社会の変化に対応して全面的な改正が検討されていた。そこでは、セクシュアル・ハラスメント関連の条文の整備が重要な検討課題の1つとされたのである<sup>(24)</sup>。

その後、婦女權益保障法は2005年8月に改正され、同年12月から施行された<sup>(25)</sup>。本改正によって、「女性に対してセクシュアル・ハラスメントを行うことを禁止する。被害を受けた女性は、企業と関係機関に申立てる権利を有する」(40条)と「本法の規定に違反し、女性に対してセクシュアル・ハラスメント又は家庭内暴力を行い、治安管理違反行為に該当した者に対して、被害者は、公安機関に違反行為者を法律に従い行政処罰するよう求めることができる。また、法律に従い人民法院に民事訴訟を提起することもできる」(58条)とする、セクシュアル・ハラスメントに関する規定が新たに加わったのである。

ところで、婦女權益保障法が改正される前から、前述のようにセクシュアル・ハラスメントの定義などに関して批判がなされてきた。しかし、新たに規

---

(22) 岡村・前掲註(3)119頁参照。

(23) 岡村・前掲註(3)119頁。

(24) 岡村・同上119頁。

(25) 婦女權益保障法の改正点の新旧対照表は、娜仁図雅「中国におけるセクシュアル・ハラスメント規定について—中華人民共和国女性権利・利益保障法改正に関する一考察」現代社会文化研究〔新潟大学〕37号(2006年)164-167頁参照。

定された条文にも、セクシュアル・ハラスメントの定義はなく、その適用の際に混乱が生じる可能性が高いことが指摘されている<sup>(26)</sup>。

### (3) 中国におけるセクシュアル・ハラスメント

このように中国には、セクシュアル・ハラスメントに関する統一的な定義はない。では、セクシュアル・ハラスメントの禁止に関する一部の地域の法令を見てみよう。「四川省『中華人民共和国婦女權益保障法』実施弁法（改正草案）」（四川省『中華人民共和国婦女權益保障法』実施弁法（修訂草案）」では、言葉、文字、画像、情報、身体行為など如何なる形式による女性に対するセクシュアル・ハラスメントを禁止する、と規定されている。また「上海市『中華人民共和国婦女權益保障法』実施弁法」（上海市実施『中華人民共和国婦女權益保障法』弁法）でも、言葉、文字、画像、電子情報、身体行為などの形式による女性に対するセクシュアル・ハラスメントを禁止する、と同様に規定している。これらの規定では、セクシュアル・ハラスメントを行う手段については具体化されているが、セクシュアル・ハラスメント自体の定義を見出すことはできない。他方で「湖北省『中華人民共和国婦女權益保障法』実施弁法」（湖北省実施『中華人民共和国婦女權益保障法』弁法）のなかには、女性に卑猥で下品な話をする事、携帯電話で卑猥なメールを発信することは法律の制裁を受けることがある、と規定されている。この規定に基づくと、セクシュアル・ハラスメントとは「女性に卑猥で下品な話をする事」「卑猥なメールを発信すること」と、その内容を解することができよう。

こうした状況のもとで、本件に対しても、「セクシュアル・ハラスメントとして始まったが、結局のところ法院が認定したのはわいせつ罪であって、一般的なセクシュアル・ハラスメントではない」との主張が見られる<sup>(27)</sup>。セクシュアル・ハラスメントは、悪質な場合には、刑法の規定する犯罪を構成する。とは言え、中国の刑法には、セクシュアル・ハラスメントが構成要件となっている犯罪は存在しない。しかし、劉濤（中国人民公安大学）は、セクシュアル・ハラスメントが複数の犯罪に及ぶ可能性があることを指摘する。

女性が満14歳未満であれば児童わいせつ罪に該当する可能性があり、女性が男性に対してセクシュアル・ハラスメントを行っても侮辱、誹謗罪に該当する

(26) 娜仁凶雅・前掲註(23) 168頁参照。

(27) 王瑩「『性騷擾』訴訟稀缺凸現立法盲区」民主与法制2008年16期（2008年）41頁。

可能性がある。メールなどの方法でわいせつ画像など送信した場合、わいせつ物品頒布罪に該当する可能性もある。そして、その意思に反して性行為に及んだ場合、強姦罪に該当するのである<sup>(28)</sup>。

とは言え、中国においても立証の難しさが、セクシュアル・ハラスメントに関する訴訟を非常に困難なものにしている。中国でも、セクシュアル・ハラスメントの形態は多様であり、密室で行われることが多いため、セクシュアル・ハラスメントを立証するには、証拠の提示や第三者からの証言の獲得が極めて難しいことが大きな問題となっているのである<sup>(29)</sup>。四川省婦女聯合会法律顧問の江敏は、一般的にセクシュアル・ハラスメントとは密室で行われるので立証することが難しいが、本件の場合、自供もあり、証人の証言もあり、被害者であるYの供述や傷痕もあり、Xを告発するに十分な証拠がある、と言う<sup>(30)</sup>。しかし、自供を重視することによって冤罪を生む危険性があることにも充分注意しなければならないだろう。

そして江敏は、本件についてセクシュアル・ハラスメントが犯罪とならないと認識している者に警告になる、と述べている<sup>(31)</sup>。婦女權益保障法は、女性に対してセクシュアル・ハラスメントを行い、治安管理違反行為<sup>(32)</sup>に該当した者に対して、被害者は、公安機関に違反行為者を法律に従い行政処罰するよう求めることができる（58条）とする。本件判決では、Xの行為は治安管理違反行為ではなく強制わいせつ罪に該当すると認定され、Xに対して拘役5ヵ月が宣告された。もっとも中国では、拘役及び3年以下の懲役が宣告された犯罪者に対しては、犯罪の情節、悔悛の情、社会に危害を与える可能性がないことなどを勘案して執行猶予を付することができる（刑法72条）。本件の場合、

---

(28) 「解説国内首例性騷擾獲刑案：界定盲区還需要多久」 檢察日報2008年7月16日参照。

(29) 岡村・前掲註（3）119頁参照。

(30) 「閨灯強吻 弁公室性騷擾獲刑」 成都商報2008年7月15日参照。

(31) 「国内首例性騷擾獲刑案性与判決」 中国婦女報2008年7月16日参照。

(32) 治安管理違反行為とは、社会危害性はあるものの、犯罪として刑事処罰を行うに至らないものを言う。公安機関による行政処罰として、警告、過料（罰款）、拘留が設けられている。（木間ほか・前掲註（2）280-282頁参照）。

具体的な治安管理違反行為は、公共の秩序や安全を害する行為が主なものであり、治安管理処罰条例19条から32条に多方面にわたり規定されている（宮坂宏『増補改訂 現代中国法令集』（専修大学出版局、1997年）366-371頁参照）。

どのような理由から執行猶予が付されなかったのでしょうか。公表されている資料からは、Xに前科があるなどの情状が全く不明である。こうした量刑に着目することで、中国におけるセクシュアル・ハラスメントに対する姿勢や考え方を窺うことができよう。

### おわりに

本判決が公表されたことによって、中国においても刑事問題としてのセクシュアル・ハラスメントに関して議論されるようになってきている。とりわけ、セクシュアル・ハラスメントには、男性から女性に対するものばかりでなく、女性から男性に対するものや同性間のものもあるため、新たに婦女權益保障法に規定された条文だけでは不十分であることが認識されており、検討すべき課題はまだ多いと言われている<sup>(33)</sup>。

セクシュアル・ハラスメントとは個人の尊厳などを不当に傷つける人権侵害であることを踏まえると、中国のセクシュアル・ハラスメントに関する訴訟に注目していくことで、中国における個人の在り方の一端を明らかにすることができよう。

---

(33) 岡村・前掲註(3)119頁参照。